



# じどうはったつしえんとう 児童発達支援等

## りようしゃふたんけいげんじぎょう 利用者負担軽減事業

のご案内

ふくやまし 福山市では、2020年度(令和2年度)から児童発達支援等のサービスを利用する  
じどう 児童の保護者の利用者負担を軽減する事業をしています。

※児童: 出生の日から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

たいしょう 対象となるサービス  
じどうはったつしえん 児童発達支援  
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援  
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援  
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援



りようしゃふたん えん  
利用者負担 0円

しょう 障がいのある児童の  
じどう 早期療育の推進が目的です。

ほうてい 法定サービスの定率負担部分と同額を支給します。  
しょくひ 食費などの実費負担は対象になりません。

しんせいてつづ 申請手続きは、  
りよう 利用している事業者でとりまとめて行います。

この制度に関するお問い合わせは、  
ご利用になっている事業者、または福山市障がい福祉課(電話084-928-1208)へ